

令和 9 年度長野市立長野高等学校入学者選抜要項

令和 9 年度長野市立長野高等学校入学者選抜は、この要項及び「令和 9 年度長野市立長野高等学校入学者選抜実施要領」により行う。なお、ここに定めることの外は、「令和 9 年度長野県立高等学校入学者選抜要綱」（以下「県要綱」という。）を準用する。

I 総則

1 募集定員

長野市教育委員会が別に定め、公示する。

長野市立長野高等学校（以下「本校」という。）の総合学科の募集定員には、長野市立長野中学校（以下「長野中学校」）から本校に入学を希望し、長野市立長野高等学校長（以下「本校学校長」という。）が定める期日までに「入学意思確認書」を提出した者（以下「長野中学校からの入学予定者」という。）の人数を含むものとする。また、入学者選抜の定員（長野中学校からの入学予定者以外の定員）については別に発表する。

2 募集の方法

前期選抜の募集、後期選抜の募集、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合に実施する再募集及び感染症等に係る追検査の募集により行う。

3 入学志願資格

次の（1）又は（2）に該当する者とする。

- （1） 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 9 年（2027 年）3 月に卒業若しくは修了する見込みの者
- （2） 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者）

4 入学志願

- （1） 志願できる者の範囲は、長野市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 12 年長野市教育委員会規則第 8 号。以下「市立通学区規則」という。）の規定により、長野県内全域とする。
- （2） 本校に志願受付後、長野県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）に志願することはできない。
- （3） 入学志願は、長野県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム（以下「Web 出願システム」という。）で行う。
- （4） 市立通学区規則第 3 条の規定により県外から本校を志願する者は、アの期間内に、イの書類を最終在籍学校長を経て、長野市教育委員会事務局学校教育課長（以下「学校教育課長」という。）に提出し、長野市教育委員会の承認を受けること。ただし、入学後に本校のスピードスケート部への入部を希望する者は、事前に本校に照会をした後、手続を行うこと。

ア 受付期間

期 間	備 考
令和 8 年(2026年)11月24日(火) から 令和 9 年(2027年) 1 月13日(水) 午後 5 時まで	保護者の転勤に伴う一家転住等により左の期間に手続きができない者については、令和 9 年(2027年) 1 月14日(木)から 2 月17 日(水)午後 5 時まで(長野市教育委員会が特に認めた者については、3 月 3 日(水)正午まで)の期間も受け付ける。 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出書類

長野市立長野高等学校志願承認願（市立様式第 1 号）

特別の事由を証明する書類（「令和 9 年度長野市立長野高等学校入学者選抜における県外からの受検要項」（以下「市立県外要項」という。）参照）

5 調査書及び学習成績一覧表の作成

「県要綱」第 1 総則 5 「調査書及び学習成績一覧表の作成」と同様な方法で作成すること。

II 前期選抜

1 志願の要件（生徒募集の観点）

どの教科においても基本的学習内容が身につけており、本校を志願する強い意志と高い目的意識を持って高校生活を送ろうとする者で、次の（1）（2）のいずれかに該当する者

- (1) 部活動等で顕著な実績や能力を持ち、本校が指定した部に所属し高い目標をもってその活動を継続する者

なお、本校が指定した部とは、陸上競技部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、サッカー部、スピードスケート部である。

- (2) 学校や地域における諸活動や自己の興味・関心のある事柄で実績があり、本校入学後、そのことについて校内外の他者と協働してより一層意欲的に取り組める者

2 募集人員

募集人員は、募集定員の 32 パーセント以内とする。

ただし、I の 4 の（4）により長野市教育委員会が認めた県外からの志願者のうち、本校のスピードスケート部への入部を希望する者の人員は、上記の募集定員の 32 パーセント以内とは別に本校学校長が定める。

3 前期選抜の日程

項 目	期日又は期間	備 考
(1) 志願受付期間	令和 9 年(2027 年) 1 月 29 日(金)午前 9 時から 2 月 2 日(火)正午まで	
(2) 学力検査の実施期日	令和 9 年(2027 年) 2 月 8 日(月)	
(3) 面接等の実施期日	令和 9 年(2027 年) 2 月 8 日(月) 2 月 9 日(火)	日程の詳細は本校が定める。
(4) 入学予定者の発表期日	令和 9 年(2027 年) 2 月 17 日(水)	本校及びWeb 出願システムにおいて、午後 1 時以降

4 入学志願

(1) 志願手続

ア 志願者は、入学志願情報（「県要綱」様式第 4 号〔参考〕）に準じた志願に必要な情報（以下「志願情報」という。）を Web 出願システムに登録し、さらに入学審査料（2,200 円）を電子決済により納付（以下「電子納付」という。）する。また、志願理由書（用紙は本校のウェブサイトからダウンロードする。）は、最終在籍学校長を経て、本校学校長に提出すること。

イ 最終在籍学校長は、志願者から提出された上記アの情報に加え、次の（ア）から（オ）のデータを Web 出願システムを経由して 3 に定める志願受付期間内に本校学校長に提出すること。

（ア）調査書（「県要綱」様式第 2 号〔参考〕）の情報

（イ）学習成績一覧表（「県要綱」様式第 3 号〔参考〕）の情報

（ウ）志願理由書（用紙は本校のウェブサイトよりダウンロードする。）

（エ）令和 8 年（2026 年）12 月以降実施の健康診断の記録（中学校又はこれに準ずる学校に在籍する者は除く。）

（オ）他の高等学校を最終在籍校とする者については、（ア）～（エ）までに掲げるもののほか、当該高等学校の学業成績証明書

ウ 本校学校長による手続

本校学校長は、Web 出願システムで志願情報及び最終在籍学校長から提出されたデータ（以下これらをまとめて「出願情報」という。）について、次の事務処理を行う。

（ア）出願情報の処理

（イ）入学者選抜志願者台帳（「県要綱」様式第 5 号）の作成

（ウ）Web 出願システムによる受検票の発行処理

エ 志願者のうち、ア及びイに定める手続が困難な者で、その旨を証する書類を添えて学校教育課長に申し出た者については、長野県教育委員会と協議の上、学校教育課長が最終在籍学校長に代わることができる。

(2) 県立高等学校への志願

志願受付後、県立高等学校の前期選抜に志願・志望変更することはできない。

5 学力検査

(1) 検査の実施

長野県教育委員会が実施する同一の学力検査問題及び同一の評価基準で行う。

(2) 検査の日程、検査教科等

ア 受付 午前8時40分から午前8時55分まで

イ 点呼、諸注意 午前8時55分から午前9時10分まで

ウ 入室 午前9時10分から午前9時20分まで

エ 検査教科、検査時間

時限	教科	検査時間	備考
1	検査Ⅰ（国語・社会・英語）	9:25～10:10（45分）	休憩15分
2	検査Ⅱ（数学・理科）	10:25～10:55（30分）	

オ その他

本校学校長は、公共交通機関の運休や遅延による影響を受けた受検者に対して、検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。変更を決定した場合には、本校学校長は、学校教育課長に報告し承認を受けるものとする。

(3) 検査場

本校とする。

6 入学者の選抜

(1) 選抜の資料

ア 最終在籍学校長から提出された調査書の内容及び志願者に対し実施する面接の結果

イ 学力検査の成績

ウ その他資料については、本校学校長は、「令和9年度長野市立長野高等学校入学者選抜実施要領」に定める。

(2) 選抜方法

本校学校長は、生徒募集の観点に配慮の上、(1)に定めた資料により、総合的に判定し入学予定者を決定する。

(3) その他

ア 本校学校長は、3に定める期日に、入学予定者決定通知書（「県要綱」様式第6号）を入学予定者と決定した者に交付する。

イ 入学予定者に決定した者（入学予定者決定通知書を知された者）は、Ⅲ後期選抜及びⅣ再募集、並びに県立高等学校の後期選抜及び再募集への志願はできないものとする。

ウ 選抜の結果、入学予定者に決定しなかった者は、Ⅲ後期選抜及びⅣ再募集へ志願することができる。

Ⅲ 後期選抜

1 募集人員

後期の募集人員は、以下の方法で本校、学校教育課及び長野県教育委員会が協議の上、決定する。
募集定員からⅦの1による長野中学校からの入学予定者を除き、さらにⅡの6の(2)による前

期選抜の入学予定者数を除いた数とする。ただし、前期選抜の入学予定者の中で、Ⅱの2により、募集定員の32パーセント以内とは別に本校学校長が定めた者の人数は、含まない。

2 後期選抜日程

項 目	期日又は期間	備 考
(1) 募集人員の発表期日	令和9年(2027年)2月17日(水)	
(2) 志願受付期間	令和9年(2027年) 2月24日(水)午前9時から 2月26日(金)正午まで	長野市教育委員会が特に認めた者については3月3日(水)正午まで受け付ける。
(3) 志望変更受付期間	令和9年(2027年) 3月1日(月)午前9時から 3月3日(水)正午まで	(2)の備考に該当する者については、志望変更は認めない。
(4) 学力検査の実施期日	令和9年(2027年)3月9日(火)	
(5) 面接等の実施期日	令和9年(2027年)3月9日(火)	
(6) 入学予定者の発表期日	令和9年(2027年)3月18日(木)	本校及びWeb出願システムにおいて、午前8時30分以降

3 入学志願

(1) 志願手続

Ⅱの4の(1)と同じ。ただし、Ⅱの4の(1)のイの(ウ)志願理由書は後期選抜では不要である。また、Ⅱの4の(1)のイに掲げる書類((ア)、(イ)、(エ)、(オ))の提出期限は、令和9年(2027年)3月3日(水)正午までとする。

(2) 県立高等学校に志願した者は、本校への志願はできない。

4 志望変更

(1) 県立高等学校から本校への志望変更、又は本校から県立高等学校への志望変更は、2の表の(3)に定める志望変更受付期間中に、1回に限り行うことができる。ただし、2の表の(2)の備考の規定により志願受付期間の延長が認められた者については、志望変更を認めない。

(2) 志望変更手続き

ア 県立高等学校から本校へ志望変更をしようとする志願者

(ア) 最終在籍学校長にその旨を申し出た上、志願者及び最終在籍学校長がⅡの4の(1)のアに準じて、Web出願システムで志望変更手続を行う。

(イ) 県立高等学校から本校への志望変更する場合は、改めて2,200円を電子納付する。

(ウ) 志望学校を変更しようとする志願者の最終在籍学校長はⅡの4の(1)のイに定める「出願情報」をWeb出願システムで変更先高等学校長に提出する。

(エ) 本校学校長は、「出願情報」の提出があった場合、Ⅱの4の(1)のウに準じて事務処理を行う。

イ 本校から県立高等学校へ志望変更をしようとする志願者

最終在籍学校長にその旨を申し出た上、志願者及び最終在籍学校長が県立高等学校入学者選

抜要綱（第3の4の（2）及び（3））に基づく志望変更手続きを行う。

- (3) 志望変更の参考資料とするため、志望変更受付期間中の各日における午後5時現在の公立高等学校の志願者数を長野県教育委員会ホームページで発表する。

5 学力検査

- (1) 学力検査は、長野県教育委員会が実施する同一の学力検査問題及び同一の評価基準で行う。

- (2) 検査の日程、検査教科等

ア 受付	午前8時40分から午前8時55分まで
イ 点呼、諸注意	午前8時55分から午前9時10分まで
ウ 入室	午前9時10分から午前9時20分まで
エ 検査教科、検査時間	

時限	教科	検査時間	備考
1	国語	9:25～10:15 (50分)	休憩 15分
2	数学	10:30～11:20 (50分)	休憩 15分
3	社会	11:35～12:25 (50分)	昼食 60分
4	理科	13:25～14:15 (50分)	休憩 15分
5	英語 (英語リスニング テストを含む。)	14:30～15:20 (50分)	

オ その他

本校学校長は、公共交通機関の運休や遅延による影響を受けた受検者に対して、検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。変更を決定した場合には、本校学校長は、学校教育課長に報告し承認を受けるものとする。

- (3) 検査場

- ア 本校とする。ただし、本校学校長は、これにより難しい志願者について、別の検査場を指定することができる。この場合には、本校学校長は、長野県教育委員会と協議の上、学校教育課長及び当該別の検査場の実施責任者の承認を受けるものとする。
- イ 本校学校長は、志願者の受検票を発行処理する際、検査場を指定するとともに、アのただし書の場合にあっては、令和9年（2027年）3月5日（金）までに当該別の検査場の実施責任者に受検番号、氏名等必要な事項を通知するものとする。

6 面接

- (1) 実施方法

- ア 紙上面接による。
- イ 紙上面接は、長野県教育委員会が定めた面接シートを用い、同一の質問項目で一斉に実施する。

- (2) 日程

学力検査実施日の午後3時35分から午後3時45分までの10分間で実施する。

7 入学者の選抜

- (1) 本校学校長は、総合学科の特性に応じた選抜基準を定め、「県要綱」第3の7の(1)及び(2)に準じて、入学者の選抜を行う。
- (2) 本校学校長は、必要があると認めた場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から更に詳細な報告を求めることができる。
- (3) 本校学校長は、特に必要と認める志願者については、あらかじめ長野市教育委員会の承認を受けて、面接若しくは健康診断又はこの両者を併せて行い、その結果を選抜の資料とすることができる。

8 入学予定者の発表

本校学校長は、2の(6)に定める期日に、入学予定者に決定した者に対して、入学予定者決定通知書（「県要綱」様式第6号）を交付するとともに、本校において午前8時30分以降に発表する。

IV 再募集

1 再募集の実施

本校学校長は、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合、再募集を行う。

2 再募集の発表

令和9年（2027年）3月18日（木）に長野県教育委員会及び本校で発表する。

3 入学志願資格

「県要綱」による後期選抜の学力検査を受検した者のうち、入学予定者に決定していない者とする。ただし、Ⅴの1に該当する者のうち、検査を受けることができなかった者又は追検査を受けたが入学予定者に決定しなかった者から志願があった場合には、本校学校長は、志願を認めることができる。

4 募集人員

募集定員から長野中学校からの入学予定者、前期選抜及び後期選抜の入学予定者を除いた人数とする。

5 志願受付期間

令和9年（2027年）3月18日（木）午前9時から3月23日（火）正午まで。

6 志願手続

Ⅱの4の(1)に準じて行う。ただし、Ⅱの4の(1)のイの(ウ)志願理由書は再募集では不要である。

また、出願後の県立高等学校への志望変更は認めない。

7 面接

対面による面接を実施する。ただし、面接の日程については本校が定める。

8 入学者の選抜

- (1) Ⅲの7に準じて行う。なお、学力検査の成績等については、本校又は県立高等学校の後期選抜のものを資料とする。
- (2) 本校学校長が特に必要と認めた場合には、Ⅲの5の(2)のエに掲げる教科について本校学校長が実施する筆記試験の結果を参考にすることができる。ただし、Ⅴの1のうち追検査を受けることができなかった者については、本校学校長が定める内容の筆記試験を実施する。

9 入学予定者の発表

本校学校長は、入学予定者を令和9年(2027年)3月25日(木)までに発表するとともに、入学予定者に決定した者に対して入学予定者決定通知書(「県要綱」様式第6号)を交付する。

V 追検査

- 1 本校学校長は、後期選抜に志願した者のうち、身体・健康上の理由や災害・事故など本人に帰責されないやむを得ない事由により3月9日(火)に受検できなかった者から申請があった場合、追検査を行う。
- 2 追検査の実施期日
令和9年(2027年)3月15日(月)に実施する。
- 3 追検査による入学予定者の発表
本校学校長は、入学予定者を令和9年(2027年)3月18日(木)に発表するものとする。
- 4 追検査についての実施方法等は別に定める。

VI 障がい等のある志願者の選抜

- 1 最終在籍学校長は、障がい等のある志願者について、本校学校長との連携を十分に図る。
- 2 本校学校長は、障がい等のある志願者について、長野市教育委員会及び長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な措置をとることができる。

VII 長野市立長野中学校の生徒の選抜

- 1 本校に入学を希望し、本校学校長が定める期日までに「入学意思確認書」を提出した長野中学校からの入学予定者については、入学者の選抜は行わない。

- 2 やむを得ない事情で、本校に進学しない場合については、「入学辞退届」を本校学校長に提出しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出した者は、長野中学校からの入学予定者としての資格を失う。

VIII 海外帰国生徒等の選抜

本校学校長は、次の(1)～(3)に該当する志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

- (1) 在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）により中学校の課程と同等の課程を有すると認定された在外教育施設以外で学んだ海外帰国生徒のうち、外国での滞在期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内の志願者
- (2) 中国残留邦人の三世までの志願者のうち、帰国後6年以内の志願者
- (3) 入国後の在日期间が3年以内の在県外国人の志願者

IX 個人情報取扱い

志願者から提出された志願情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて本校学校長が取得した個人情報は、次の目的以外には利用しない。

- (1) 入学者選抜の資料及び入学手続に係る業務
- (2) 入学後の教育及び指導
- (3) 授業料の減免申請の審査
- (4) 奨学金申請の審査
- (5) 就学支援金業務
- (6) 長野県公立高等学校の教育制度及び入学者選抜制度の改善のための調査及び研究

X その他

この要項に定めるもののほか、Web出願システム、学力検査、入学者選抜の実施及びその他に係る必要な事項は、本校学校長が、別に定める。

入試に関する問い合わせ先

長野市教育委員会事務局学校教育課

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL 026(224)5081

長野市立長野高等学校

〒381-0041 長野県長野市大字徳間 1133 番地

TEL 026(296)1241

(市立様式第 1 号)

長野市立長野高等学校志願承認願

令和 年 月 日

長野市教育委員会 宛

本人氏名

保護者氏名

長野市立長野高等学校を志願したいので、承認してください。

本人	氏 名		生年月日	平成 年 月 日
	現 住 所	〒 ー		
	出身中学校	中学校	平成・令和 年 3 月	卒業 卒業見込み
保護者	現 住 所	〒 ー		
	続 柄	志願者の	連絡先（電話）	
志 願 理 由				

(副申)

上記の事由に相違なく、また令和 9 年度入学者選抜において、貴市（県）以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。

年 月 日

中学校長

氏 名



(参考) 長野市立長野高等学校の入学者選抜に係る書類様式等一覧

様式等	書類名称	選 抜			備 考
		前期選抜	後期選抜	再募集	
市様式第 1 号	志願承認願	○	○	○	添付書類は「市立県外要項」を参照 ※ 1
市県外様式第 5 号	志願承認書	○	○	○	「市立県外要項」様式
所定用紙	志願理由書	○			
県様式第 2 号〔参考〕	調査書	○	○	○	
県様式第 3 号〔参考〕	学習成績一覧表	○	○	○	
県様式第 4 号〔参考〕	入学志願情報	○	○	○	
所定用紙	健康診断表	○	○	○	特に必要な場合
県様式第 6 号	入学予定者決定通知書	○	○	○	

県 様式 …… 長野県立高等学校入学者選抜要綱の様式を準用
市 様式 …… 長野市立長野高等学校入学者選抜要項の様式

※ 1 県外からの志願承認に伴う添付書類等については、「令和 9 年度長野市立長野高等学校入学者選抜における県外からの受検要項」を参照すること。

〔注意〕 追検査に係る書類様式等は、別に定める。